

『他力本願記』の性格

——主人公をめぐって——

沙加戸 弘

数多の伝説に彩られた、観客に親しみ深い親鸞伝は、古淨瑠璃の世界において絶好の素材となり、寛永年中以後多くの上演・正本刊行を見た。しかし、寛文十二年一月、東本願寺からの訴えにより、親鸞伝の上演・刊行禁止の定が奉行所から出されるに及んで、親鸞伝だと観客にわかる限界を保ちつつ、指揮を受けない形へと変容せざるを得なかつた。その結果、「カムフラージュした親鸞伝」という、新しい形の親鸞伝淨瑠璃の誕生を見たのである。このような親鸞伝淨瑠璃の一つに『他力本願記』がある。

『他力本願記』は、延宝七年（一六七九）に鶴屋喜右衛門が刊行した宇治加賀掾正本である。（古典文庫「大英博物館本古淨瑠璃集」所収。）寛文十二年の親鸞伝上演、刊行禁止より七年、七高僧伝淨瑠璃の中に親鸞伝を匂わせる程度で我慢をしてきた淨瑠璃興行界が斜からとは言え、改めて親鸞伝とりくんだ最初の作と言える。この『他力本願記』が、親鸞伝禁止の中に、どのようなくまフラーで登場したのか、以下主人公を視点に考えてみたい。

『他力本願記』は、比叡山恵心院の日輪丸という稚児が、藤原

行隆の養子となり、行隆の娘玉夜を妻とし、子をもうけ、お家騒動にまきこまれて出家、法蓮房信空となり法然に入門、念佛停止の御沙汰により陸奥に流され、多くの靈験を示し、後土佐へ流された法然と共に勅免都へ帰つて法然の臨終に立会うという、言わば法蓮房信空の一代記の形に仕立ててある。

主人公となつてゐる法蓮房信空が実在の人物であることは周知の事実である。したがつて、この『他力本願記』の性格を考えるために、実在の信空と、淨瑠璃中の信空との異同を、まず明らかにする必要がある。

史上の信空については、信空の弟子信端の著わした『明義進行集』の中に、断片的にではあるが語られており、また、『尊卑分脈』『公卿補任』等にもその名を見出すことができる。また、塚本善隆・三谷光順両先達は、「専修学報」所収の論文「法蓮房信空上人の研究」において、信空の教義・教団内での位置等を明らかにしておられる。

それらに従えば、法蓮房信空は、藤原中納言顯時の孫であり、右大弁行隆の子である。十二歳で出家し、叡山で法然と兄弟弟子として師叡空のもとで天台を学した。ついで法然の淨土宗建立に従い、後法然門下のたばねとして、京都仏教界に重きをなした、法然の最古、最高足の弟子である。また信空は、師叡空および法然から円頓戒を相承し、多くの戒脈に名を連ねる戒師でもあった。当然の事ながら妻帯もせず、また承元元年の法然教団に対する弾圧にも連座していない。以上が史上的信空の概略である。

ところが、『他力本願記』の信空はそうではない。『他力本願

記』の信空は、前述のとおり恵心院の稚児であり、行隆の養子となつたのである。さらに、行隆の娘を妻とし、子をもうけ、十八歳で出家、法然の弟子となつて陸奥へ流罪となる。

このように比較してみると、史上の信空と『他力本願記』の信空との共通部分は、要するに藤原行隆の子であるということと、法然の高弟であるということになる。

さて、以上のことから、『他力本願記』は法蓮房信空の一代記の形をとりながら、実はそれほど史実に忠実ではないことが判明する。しかし、このこと 자체は、淨瑠璃制作上の常套手段であるから奇異とするには足りない。また、この作が上演された延宝七年は、信空没後四百五十二年に当っている。従つて、普通ならば四百五十年を當てこんだ信空の伝記淨瑠璃ということですむところであるが、この作の場合は、内容が上演禁止の親鸞伝であるといふ点で問題が出てくるのである。

では、この作が、親鸞伝淨瑠璃であるとする根拠はどのようなところにあるか、という点について、次に述べてみたい。根拠は数多いが、今その一、二をとりあげる。

まず、『他力本願記』は、

「^序扱も其後、なむきみやむうりやうじゆによらい、有がたや、くわうみやうへんぜう十はうせかい、念仏しゆじやうせつしゆふしや」

と始まっている。言うまでもなく「正信念仏偈」の冒頭であるが、淨瑠璃全体のテーマとも言うべき序の部分に、「正信偈」が引用されていることによつて、親鸞との深い関わりを標榜しているこ

とが明白となる。次に『他力本願記』の信空は陸奥へ流罪となっている。法然門下で陸奥で布教したものではなく、それらしきものは親鸞の東国開教だけである。これもまた、許されて後常陸へ歩を進めた親鸞を、暗に指していると考えられる。さらに、『他力本願記』における出羽の国での信空の活躍は、親鸞の関東における妖怪濟度伝説、あるいは弁円濟度説話、さらにそれを淨瑠璃化した親鸞伝古淨瑠璃と、深いつながりを持つている。

このように、『他力本願記』は、一見法蓮房信空の一代記の如く粋いながら、その実内容は親鸞伝にお家騒動を加味したものになつていて、つまり、親鸞と同時代に生き、法然の高弟という同じ状況に居り、同じ藤原貴族の末裔であり、音も似通う信空を主人公として親鸞伝を作り上げている点、まことに巧妙であると言わねばならない。

さらにもう一点、見逃せないのは、この作が當時仏光寺教団とつながりを持っていた宇治加賀掾の上演したものであるという点である。この作は、仏光寺とつながっていた加賀掾が、仏光寺の初代・二代・三代の住持とされる親鸞・真仏・源海の三人の伝記淨瑠璃を上演したうちの親鸞伝なのである。(このことについては、日本近世文学会昭和五十一年度秋季大会で発表した。)

こう考えてみると、この『他力本願記』は、仏光寺とつながっていた加賀掾が、同じ法然の高弟で、同じ時代に生きた、音も似通う、同じ藤原貴族の末裔である信空、また光明本尊等で仏光寺と縁の深い信空を主人公に選び、その四百五十年を當てこんだという大義名分で、上演禁止になつてゐる親鸞伝淨瑠璃を、堂々と

上演するという、正に一石二鳥のカムフラージュの方法を持つた作品である、ということになるのである。

以上、『他力本願記』の性格を、主人公という面から考えた。淨瑠璃興行界に対し、東本願寺のとった親鸞伝上演・刊行禁止という措置は、このような高度な構成を持つ新しい形の淨瑠璃を生みだす引金ともなったと言えるのではないかと考えるものである。

昭和五十二年度

特別研究生研究発表要旨

謗法の問題についての一視点 ——諸仏称名の願を縁として——

経 隆 優

謗法とは、「唯除五逆誹謗正法」と第十八願のみに示されることであって、勿論それは十七願文ではない。しかし、謗法の問題と十七願とは、全く無関係なことなのだろうか。親鸞の諸仏称名の願に対する領解をどうして、その謗法の問題について考えてみたい。

第十七願には「設ひ我仏を得んに、十方世界の無量の諸仏、悉く咨嗟して我が名を称せば、正覺を取らじ」と、諸仏に対して名号の称揚讚嘆が願われているのであるが、親鸞は「行巻」に、この願文に続けてさらに「我仏道を成するに至りて、名声十方に超えん、究竟して聞ゆる所靡くば、誓ひて正覺を成せじ」という『大經』重誓偈の文をも引用している。いま、その偈文を同じ重誓偈の「普く諸の貧苦を済はずは、誓ひて正覺を成せじ」という文と対照して考えるならば、それは一切衆生を名によつて救済せんとの誓いであり、また一切衆生にその名を聞かしめんとの誓いの意味になる。